

滋賀県自殺対策基本方針の見直し案（概要）

※下線部は現方針からの主な変更点

1. はじめに

(1) 背景・趣旨

- ・自殺をとりまく社会情勢の変化や施策の実施状況、国の「自殺総合対策大綱」の改定を踏まえ、「滋賀県自殺対策基本方針」の見直しを行う。
- ・自殺を予防するためには、心の健康問題等の相談支援体制の整備・充実とともに、失業、倒産、多重債務、長時間労働、生活困窮等の社会的要因に対する働きかけの両面から総合的に取り組む。
- ・自殺対策を強力に推進し、県民が健康で生きがいをもって安心して暮らすことのできる「誰も自殺に追い込まれることのない地域社会」の実現を目指す。

(2) 滋賀県の自殺の現状（省略、本文参照）

(3) 自殺対策における基本認識

(1) 自殺は、その多くが追い込まれた末の死

- ・自殺に至る心理は、個人の自由な意志や選択の結果ではなく、様々な悩みにより心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ってしまう過程とみることができる。

(2) 自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的問題

- ・心理的な悩みを引き起こす様々な要因に対する社会の適切な介入等により、多くの自殺は防ぐことができる。

(3) 自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多い

- ・家族や職場の同僚など身近な人でも、自殺のサインに気づき難い場合もあるので、身近な人以外も含めた「県民一人ひとり」が自殺のサインに気づき、自殺予防につなげる。

2. 自殺対策の基本的考え方

(1) 社会的要因も踏まえ総合的に取り組む

- ・社会的要因に対する働きかけ
- ・うつ病の早期発見、早期治療
- ・自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、危機に遭遇した場合には「一人で抱え込まないで誰かに援助を求める」という考え方の普及啓発

(2) 県民一人ひとりが自殺予防の主役となるよう取り組む

- ・県民一人ひとりが自らの心の不調に気づき、適切に対処できるようにするとともに、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、専門家につなぎ、見守っていく

(3) 対応の段階ごと、対象ごと、集団ごとの効果的な対策を推進する

- ・自殺の危機の段階に応じた対策（事前予防、危機対応、事後対応）
- ・自殺予防の対象ごとの対策（万人向け、集団向け、個人向け）
- ・若年層、中高年層、高齢者層、自殺未遂者・遺族の集団ごとの実態を踏まえた対策

(4) 自殺を考えている人を関係者が連携して包括的に支える

- ・県民、関係機関・団体、市町および県等がそれぞれの分野で取組を実施するとともに、相互に連携・協働することにより包括的支援を展開

(5) 自殺の実態に即した効果的な施策を推進する

- ・実態解明のための調査を実施
- ・地域において実態に応じた取組が進められるよう、必要な情報提供とその活用を支援

(6) 中長期的視点に立って取組を進める

- ・全国の自殺者数が急増した平成10年より前の水準まで戻すことを念頭に、当面、平成24年の自殺者数282人から50人以上減少させて、231人（平成9年の自殺者数）を下回ることを目指し、中長期的な視点に立って取組を進める。

3. 自殺対策の具体的取組

(1) 社会的な取組で自殺を防ぐ

- ・自殺予防情報センターにおける自殺に関する電話相談体制の充実と相談窓口の情報発信
- ・精神保健福祉センター等におけるこころの健康相談の実施
- ・平日夜間・休日等における対面型の相談体制の充実
- ・県内の消費生活相談窓口において多重債務相談の実施
- ・商工会・商工会議所等と連携した経営者に対する相談事業の実施
- ・「こころんだいやる」「子どもナイトダイヤル」による24時間相談の実施
- ・いじめ問題対応専門員の配置によるいじめの早期解決に向けた支援
- ・困難を抱える児童生徒をとりまく環境の改善・調整を図るスクールソーシャルワーカーの配置
- ・児童生徒の生きる力を育むとともに、不登校児童生徒の教室復帰のための家庭や地域、関係機関との連携の強化
- ・児童虐待の被害児童への支援の充実
- ・労働相談所におけるパワーハラスメントや賃金未払い、雇用問題等の労働に関するあらゆる相談の実施
- ・「おうみ若者未来サポートセンター」における若者を対象とした相談から就職までのワンストップ支援の実施

- ・「滋賀県求職者総合支援センター」における離職を余儀なくされた中高年や外国籍住民等の生活の安定および再就職のための支援の実施
 - ・劇物毒物の取締りの実施
 - ・警察によるインターネット上のサイバーパトロールと行方不明者等の人命保護
- (2) 県民一人ひとりの気づきと見守りを促す
- ・自殺予防週間（毎年9月10日からの一週間）と自殺対策強化月間（3月）を中心とした街頭啓発等の実施
 - ・児童生徒への命の尊さについての教育の実施
- (3) 早期対応の中心的役割を果たす人材（ゲートキーパー）を養成する
- ・子どものメンタルヘルスの理解とその対応について教職員に対する研修の実施
 - ・地域におけるゲートキーパー養成を企画、実施する役割を担う人材の養成
 - ・医師、薬剤師、保健師、弁護士、司法書士等の専門職への研修の実施
 - ・介護、障害福祉、生活保護等の福祉分野におけるうつ病等についての研修の実施
 - ・民生委員児童委員等への研修の促進
 - ・理容師等、業務の性質上、ゲートキーパーとしての役割が特に期待される職業の関係者への研修の促進
- (4) こころの健康づくりを進める
- ・地域職域連携推進会議を活用した地域や職場でのメンタルヘルス対策の推進
 - ・こころの健康づくりにおける地域保健と産業保健との連携
 - ・学校へ精神科医を派遣し、教職員への研修会、健康相談を実施
 - ・心の教育相談センターにおける不登校児童生徒の学校復帰や居場所づくりに関する相談の実施
 - ・青年の社会の一員としての意識を育むための主体的な地域活動や社会貢献活動等の支援
 - ・中高年世代の生きがいでづくりと社会活動参画の促進
 - ・高齢者の社会活動や生きがいでづくりの支援
 - ・自殺対策従事者に対するこころのケアの推進
- (5) 適切な精神科医療を受けられるようにする
- ・かかりつけ医等による心の健康問題対応力向上のための研修の実施
 - ・精神科医師の確保対策
 - ・精神科救急医療システム事業の推進
 - ・内科等の一般診療所と精神科医療との連携の強化
 - ・アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル依存等について継続的に治療を行うための支援と自助活動に対する支援
- (6) 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
- ・救急医療機関と精神科医との連携の強化
 - ・医療機関や保健所、市町、相談支援事業所等のネットワークによる支援体制整備の一層の推進と家族等の身近な人による見守りの支援の推進
 - ・自殺予防情報センターにおける自殺に関する電話相談の実施

(7) 遺された人の支援を充実する

- ・遺族の自助グループの支援
- ・スクールカウンセラーの派遣による学校での心理的ケア等の支援
- ・遺族等に対する相談機会の提供
- ・自殺対策従事者へのこころのケアの推進（再掲）

(8) 民間団体との連携を強化する

- ・民間団体の活動を促進するための支援と連携・協働の推進
- ・滋賀いのちの電話が行う相談事業に対する支援
- ・医療、保健等の様々な職能団体の研修活動に対する技術的な支援の実施

(9) 自殺の実態を明らかにする

- ・実態を解明するための調査の実施
- ・市町、関係機関が自殺の実態、地域の実情に応じた取組を進められるよう必要な情報の提供とその活用への支援

4. 対策の推進体制等

(1) 関係機関・団体等による連携の確保

- ・滋賀県自殺対策連絡協議会において、関係機関・団体の緊密な連携・協力を図るとともに、自殺に関する情報を共有し、本県の実情に応じた取組の方向性について協議
- ・保健所圏域の地域自殺対策連絡協議会における各圏域の情報共有、意見交換による市町の実情に応じた取組の支援

(2) 県自殺対策の効果的な実施

- ・自殺対策庁内推進会議を活用した県庁内の関係部局間の情報共有と円滑な連携による総合的、効果的な対策の推進
- ・滋賀県自殺予防情報センターにおける電話相談、人材育成研修、実態調査、地域における効果的な対策を推進するために必要な情報提供と技術的な支援の実施

(3) 地域における推進体制の確保

- ・地域の実情に応じた自殺対策の促進
- ・全市における自殺対策連絡協議会等の開催による情報共有や連携の確保と効果的な対策の実施

(4) 社会経済情勢等に大きな変化があった場合の方針の見直し